

# 施策・事務事業評価の実施について

令和3年8月3日  
行政改革推進本部

## 第1 趣旨

限られた財源や人材で、複雑多様化する県民ニーズに的確に対応しながら持続可能な県政運営を行っていくためには、時代の変化に伴う行財政運営の不断の見直しが必要である。

そのために、県が実施する事務事業の必要性や効率性の観点から点検を行うのみではなく、個々の事務事業の施策への寄与度に着目し、県政の基本方針である総合計画が掲げる「施策の目指す姿」を着実に推進していく観点から、施策・事務事業評価を一体的に実施する。

これにより、政策効果の乏しい歳出を削減し、政策効果の高い歳出に再配分するなど「選択と集中」を徹底し、効果的かつ効率的な事業の推進と成果を重視した県政運営の実現を図る。

また、施策・事務事業評価の結果は、予算編成及び企画立案等における重要な情報として活用するとともに、県民への説明責任を果たす観点から公表する。

## 第2 施策・事務事業評価の実施

### 1 評価の種類

- ・政策体系に沿って「施策評価」及び「事務事業評価」を実施する。

### 2 評価の対象

- ・施策評価：総合計画アクションプランのうち「基本理念実現に向けた政策体系」に掲載の167施策

※ 令和3年度施策評価においては、令和3年6月議会で議決された「山梨県総合計画2021 改定版」の内容については考慮しない。

- ・事務事業評価：令和3年度に継続しており、施策の「具体的な事業」に連なると部局が判断した細事業

### 3 評価結果の活用及び公表

- ・施策・事務事業評価の結果は、予算編成及び企画立案等に活用する。
- ・全体の状況を取りまとめて年度内を目途に総括表として公表する。

### 4 スケジュール

- ・ 8月3日 行政改革推進本部
- ・ 8月上旬～9月上旬 部局における評価の実施
- ・ 9月上旬～9月下旬 知事政策局によるとりまとめ  
(評価の統一性を図るため随時ヒアリングを実施)
- ・ 10月 主要施策・事業協議
- ・ 11月 予算要求
- ・ 2月 公表

### 5 その他

- ・施策・事務事業評価の庶務は、行政改革推進本部事務局が行う。